

令和6年度秋田県海岸漂着物対策推進協議会 議事録

開催日時 令和6年7月19日（金）13：30～15：30

開催場所 秋田県庁「正庁」

事務局

定刻前ではありますが、皆様おそろいですので、ただいまから、令和6年度秋田県海岸漂着物対策推進協議会を開会いたします。

私は進行を務めます、秋田県環境整備課の成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

始めに、皆様方にお配りしている配付資料の確認をさせていただきたいと思っています。

【配付資料の確認】

次に、会議の録音について申し上げます。

会議録作成のために、会議の内容を録音させていただきたいと存じますので、あらかじめ御了承くださるようお願いいたします。

それでは、始めに本協議会の会長である秋田県生活環境部長の伊藤から御挨拶申し上げます。

会長

皆様、お疲れ様でございます。

県生活環境部長の伊藤でございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には日頃より、本県の環境行政の推進に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、改めまして、深く感謝申し上げます。

さて、7月も後半に入りまして、昨日は関東甲信が梅雨明けいたしましたし、東北地方もまもなく梅雨明けする時期になってきております。

県内の海水浴場を見ますと、半分ぐらいいはすでに海開きをしておりますが、残りの海水浴場も今週末あるいは来週の前半に向けて、続々と海開きを予定していると伺っております。

また、県内の小中学校も多くの学校で今週末ぐらいいから夏休みに入るという状況と伺っておりますので、この夏も来週以降、海水浴場がきっと賑わうものと思いますが、一方で、この時期は海岸の景観や海洋ごみに対する県民の注目が集まる時期でもございます。

海岸管理者や沿岸の市町の皆様におかれましては、この時期に合わせて、海岸地域の清掃活動を行っておられるところも多いと伺っておりますが、海岸漂着ごみの方も、なかなか思うように削減が進んでいないという状況もありまして、皆さんそれぞれ御苦労なさっているのではないかと推察いたしております。

少し古いデータではありますが、令和2年度の県民意識調査によりますと、海岸漂着物ごみ問題に対する県民の皆さんの認知度は約8割ということで、一定の認知度はありますが、一方で若い世代の方の認知度がそこまでいていない

ということでありまして、若い世代の方々への周知が一つの課題となっております。また、同じ調査であります、沿岸地域と内陸地域の認知度にも差が生じているということが明らかになっております。

こうした点を踏まえまして、県では、小学生とその親を対象としました、海洋環境体験学習ツアーを開催するなど、第三次秋田県海岸漂着物対策推進地域計画によりまして、沿岸部だけでなく、内陸部も含めた全市町村と連携して、海岸漂着物対策に取り組んできているところでございます。

海岸漂着物の問題は、地域の景観保全の問題にとどまらず、近年関心が高まっておりますプラスチックごみによる環境汚染ですとか、野生生物への影響といったことにも密接に関わる重要な問題であります。県内の関係機関がこうした問題に連携して対処していけるように、関係機関が一同に会する貴重なこの機会を活用して、皆さんと十分な連携を図って参りたいと考えているところでございます。

本日は、本県の海岸漂着物対策について、事業の実施状況や今後の実施予定について報告させていただきますほか、関係機関の皆様様の現場における現状や課題からその対処方策について、せっかくの機会であります。一緒に協議をしてまいりたいと考えておりますので、皆様様の忌憚のない御意見を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

次に、本日出席されている各委員及び関係機関職員並びに事務局職員についてですが、お配りしております協議会の出席者名簿がお手元にあるかと思いますが、こちらの方で御紹介をさせていただきたいと思います。

なお、本日連絡がありまして、名簿の10番のNPO法人秋田パドラーズ様、それから16番の国土交通省の能代河川国道事務所の委員の方が欠席となっておりますので、御連絡申し上げます。

それでは、協議に入りたいと思います。

会議の進行は、会長が務めます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、皆様様の御協力により、円滑に会議を進めていきたいと思います。

まず最初に確認でございますが、この協議会の目的は、お手元に配付の設置要綱の第2条に記載されておりますとおり、地域計画の策定及び変更に関する事と、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整に関する事の二つとなっております。

現行の地域計画につきましては、令和7年度までの計画となっております、今年度は地域計画の策定・変更を予定しておりませんので、海岸漂着物対策の推進に関する事を主な議題とさせていただきたいと思います。

始めに、今回は初めて出席された委員の方もおられると思いますので、意見交換の前に秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画の概要と、本県の海岸漂着物

対策について、事務局から説明をさせます。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いします。

事務局

私の方から資料に基づきまして、説明をさせていただきます。大変申し訳ございませんが、座って説明させていただきます。

【配付資料に基づいて説明】

会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、質問、意見等ありますでしょうか。

最後の方で説明がありましたが、第三次計画に基づく取り組みは、全市町村で取り組んでいこうということですので、まだ取組が進んでない市町村に関しましても、ぜひ取組を進めていただきますようお願いいたします。

委員（環境カウンセラー）

二点教えていただきたいです。資料2の2ページの、(2)の表です。1位が「自然物」、2位が「プラスチック」、3位が「木・木材」と書かれていますが、「木・木材」というのは、具体的にどんなものなのかが一点、それから、それ以外のものも当然調査しているはずだと思うのですが、3位以下の自然物以外のものの項目は、どこかで発表されているのですか。

それから、もう一点は3ページですが、河川ごみ組成調査を令和6年度は実施せずとありますが、しない理由は何かあるのですか。

散乱ごみは、河川ごみを通して海に流れてくると私は思っています。その二点をお聞きします。

事務局

まず、漂着ごみの組成調査の結果である「自然物」、「木・木材」についてですが、「木・木材」というのは、例えば製材など、明らかに人の手が加わったものです。「自然物」は、流木と灌木に分けておりますが、灌木が直径10センチ未満、長さ1メートル未満のもので、大きい木というよりも雑木系のものです。一方、流木は直径が10センチ以上、長さ1メートル以上のものです。そういう仕分けで、その2つは「自然物」という扱いで整理をしております。

調査結果については、県のデータベースに詳細を載せております。例えば、自然物以外では発泡スチロール系のものとか、ガラス・陶磁器系のものとか、紙ダンボールとか、繊維系のものなどに仕分けしています。まれに電化製品とか、電子部品のな機器類なども漂着することがあります。そういうものも、一応分類して、その結果を県の情報データベースに詳細を載せております。過去の調査結果については、環境整備課のホームページに載せているものもあります。

それから、河川ごみについてですが、令和2年度に環境省からやってみてくれと各都道府県に依頼が来まして、令和3年度から県内の3大河川で調査を行ってきました。実は、令和6年度もまた実施したいと環境省に予算要求したのですが、国の方で海岸漂着物発生抑制の普及啓発事業について改めて精査した

委員（環境カウンセラー）

らしく、河川ごみ組成調査については補助金を交付できないということになり、令和6年度は断念しました。今年度は、その3か年分の調査結果なども振り返りながら、今後の対応を決めていきたいと考えております。

ありがとうございます。

もう一つよろしいですか。

ごみ拾いSNSピリカ（の秋田県版ウェブサイト）は令和5年度で事業終了とありますが、どういう理由で終了されたのですか。

事務局

ごみ拾いSNSピリカ（の秋田県版ウェブサイト）に関しては、正直に申し上げますと、費用はかけているのですが、実際その実績、効果がいま一つ出なかったと考えておりまして、予算化を見送ったところです。

SNSを活用するというのは非常によいことだと思うのですが、会長の挨拶にもあったように、若い人たちに向けた情報発信をもっと効果的にできるような形にできればよいと考えているところでございますが、具体化はまだしていません。

資料2の2ページの「海岸漂着ごみの組成状況」に記載されている「自然物」、流木、灌木と、最後の「木・木材」と違いは、加工しているかしていないかということですね。建築物を解体した資材とかは「木・木材」で整理されています。

それから、河川ごみの組成調査については、県内には大きな河川が3つありますので、令和3、4、5年度でだいたいそれぞれの河川ごみの組成状況は把握しました。令和6年度もできればよかったのですが、その3か年の状況を踏まえて今後の対策をしていくということになります。

ごみ拾いSNSピリカ（の秋田県版ウェブサイト）につきましては、令和5年度で終了ですが、そこで提供していた情報等は県のホームページでPRしていきたいと思います。

会長

他に御意見ありますでしょうか。

協議案件の（1）については、いったん終了させていただきます。

次に（2）ですが、海岸漂着物の現状について意見交換して認識を共有していきたいと思います。

実際に海洋ごみ等が漂着する沿岸部の市町の委員の皆様からそれぞれの海岸に着いた漂着物の現状やそれに関する問題等についてお知らせいただければと思います。

北から順番にということで、八峰町さんからお願いします。

委員（八峰町）

八峰町は南側に旧峰浜村地区、北側に旧八森町地区がありまして、どちらも漂着物がみられます。特に旧八森町地区の方に多いなという印象を受けてます。

漂着物は流木と灌木がほとんどを占めているような状況で、八峰町では毎年、住民の協力を得まして、クリーンアップを行っておりますが、流木がかなり多いことと、その大きさも結構あることから、クリーンアップでは手つかずの状態です。

流木の回収には重機や回収するトラックなどが必要と思われますが、流木の多い八森地区に関しては、海と住宅地がかなり隣接している地域であるということもあり、その間にずっと堤防が伸びております。そのため、重機が入るためには、堤防がない場所から遠回りして入っていく必要がありますし、なかなか容易に作業ができないというのが現状です。

また、八森地区は漁師町でありまして、漁船が行き来しています。海岸に打ち上げられていた流木が、海が時化ると再度海に流されて、漁船の航行に支障を来して、場合によっては事故を起こす可能性があるという声も聞こえてきているというのが八峰町の状況です。

会長

ありがとうございました。
続きまして、能代市さん、お願いします。

委員（能代市）

能代市の現状としては、海岸漂着物としては流木が（一番）多いですが、ペットボトルや缶、プラスチックも多いです。

市でも年一回の「能代の浜辺クリーンアップ」として市職員や企業に呼びかけてクリーンアップを行っております。コロナの感染拡大もありまして、今年度は5年ぶりの開催となります。

また、企業とか団体も海岸のクリーンアップを行っております。企業の中には、4月から11月の期間、定期的に月1回行っている会社もあります。

課題としては、漂着物ではありませんが、海岸の駐車場に、冷蔵庫などの不法投棄があり、市で回収したケースがあります。

会長

冷蔵庫とかは別の課題ですが、悩ましいところではありますね。
続きまして三種町さん、お願いします。

委員（三種町）

三種町には、釜谷浜という海水浴場がありまして、その海水浴場に隣接する大型の風車による風力発電が観光のポイントにもなっています。

今年度は6月には釜谷浜で釣りの全国大会の予選、7月には海開き、そういったイベントが開催されています。来週末には、サンドクラフトといった大きなイベントが釜谷浜で開催されます。

そういったイベントがあり、これから来訪者が増えるということで、対策として、6月上旬に町建設業協会によるクリーンアップ、6月下旬に町によるクリーンアップと、年2回、清掃活動をしている状況です。

集積されたものを見ますと、調査をしたわけではありませんが、漁具やプラスチック、流木が多いように感じられました。

また、今年度は、浜にドラム缶やガスボンベといったような危険性があるものも漂着が確認されています。

また、集積された漁具を町で処分しようとしたときに、処理業者に依頼したのですが、漁網には金属が複合した漁網があるので、そういったものは業者でも処理が難しいと言われ、苦慮しているといった状況です。

会長

それでは続きまして、男鹿市さん、お願いします。

委員（男鹿市）

男鹿市の状況ですが、漂着物としては、流木、それから漁具、プラスチックが多いように感じております。

また、本市の特徴としては三方を海に囲まれている影響もありまして、清掃範囲が広く、それに伴って量も多く、回収がなかなか追いつかないのが現状です。

市の中の町内会や企業の方々の協力のもと、清掃活動を定期的にやっているのですが、やはり海が時化て荒れてしまうと、すぐ元のような状態に戻ってしまうので、なかなか対策に苦慮しているところです。

また近年、処分費用が高騰しておりまして、予算作成のタイミングと執行のタイミングで、費用面に差が出てしまって、清掃規模を縮小せざるをえないということも課題として感じております。

会長

続きまして、潟上市さん、お願いします。

委員（潟上市）

主に現状の取組について述べさせていただきます。潟上市も同様に流木やプラスチック、発泡スチロールなどの漂着ごみが多いのですが、海岸域における海岸漂着物の回収等については、学校・企業、民間団体、個人の方々が主に、出戸浜海水浴場周辺の清掃活動を行っており、市としてはごみ袋の提供や一般廃棄物処理施設搬入手数料の減免措置を行っております。

そのほか、あきたビューティフルサンデーに合わせて、各自治会及び全市クリーンアップを実施しております。また、県主催の「夕日の松原クリーンアップ」については、企業、市職員等が参加し、潟上市天王から秋田市飯島の海岸域の松林などの清掃活動を行っております。

また、秋田中央保健所管内における不法投棄廃棄物撤去啓発事業の「目指せクリーンアップ秋田大作戦」については、企業・地域住民、ボランティア等が参加し、男鹿市、潟上市の海岸域などにおける不法投棄廃棄物の撤去を行っています。

しかしながら、いずれも新型コロナの感染拡大や令和5年度の豪雨災害などにより、ここ数年は中止となっております。

陸域や海域におけるごみの不法投棄、ポイ捨ての未然防止を図るため、森林、農地、河川、海岸等におけるパトロール等の監視活動、警告看板の設置などにより、ごみが投棄されにくい地域環境の創出に努めております。

一般廃棄物処理については、プラスチック使用製品廃棄物として、ペットボトル以外はまだ分別収集を行っておりませんが、分別収集の実施に向け現在、調査研究中です。また、プラスチックのリサイクル化を図り、海洋ごみであるマイクロプラスチックの削減にも繋がるよう取り組んでまいります。

余談ではありますが、令和3年10月に、出戸浜海水浴場付近においてプラごみ地層が発見され、新聞にも掲載されました。現地調査したところ、堤防と海との中間の砂浜に地層的な段差があり、堆積物は全長約20m、厚さ1cm前後、奥行き約10cm程度で、数cm程度の細かいプラスチックが露出しておりました。

定期的に状況確認を行っていましたが、波の浸食により、現在はほとんど残っておりません。堆積してできたものかは、原因不明でした。

会長

ありがとうございました。
続きまして、秋田市さん、お願いします。

委員（秋田市）

秋田市内の海岸にある海岸漂着物につきましては、海岸管理者である秋田県の方で回収処理を行っておりますので、秋田市としては引き続き県が実施する海岸漂着物の処理等に必要に応じた協力を行っていきたいと考えております。

秋田市においては、市民、町内会、事業者等が実施する散乱ごみ等の環境美化活動に対して、清掃活動により生じたごみを収集するボランティア袋の交付やごみ処理等の支援を実施しており、今後、こうした支援を継続し、海岸における良好な景観を維持し、環境保全に努めてまいりたいと考えております。

なお、令和5年度の環境美化活動に参加された方は、延べ人数として2,800人、回収量として約10tほどのごみが回収されております。

会長

ありがとうございます。
続きまして、由利本荘市さん、お願いします。

委員(由利本荘市)

由利本荘市は合併前の旧町単位で、岩城、本荘、西目の三つの地域が海岸に接しておりますが、漂着物を見ますと、飲食物の空容器、ペットボトル、お菓子の袋、漁具、ブイ、燃料系のタンク、ポリ容器、その他流木、衣服、タイヤなどといったものが見受けられます。

漁具に関しては、ハングルの文字がついたものが多く、その次に中国語かなと思われるようなものが見受けられました。

例年ですが、だいたい20回ほど各地域で各団体、会社、学校、町内会といった団体の方々にクリーンアップを実施していただいております。

回収量については、把握できる範囲ですが、3.2トンぐらい回収できているようです。その他にも把握できない、各団体が様々に処理をしているごみもあると思います。

市ではそうしたクリーンアップ活動に専用のゴミ袋を配布しておりまして、回収等もイベントに合わせて実施しております。

会長

ありがとうございました。
続きまして、にかほ市さん、お願いします。

委員（にかほ市）

当市の海岸につきましては、北からにかほ地区、金浦地区、南に象潟地区があります。海岸の状況については、他の市町と同様に漂着物が非常に多く、プラスチック、漁具、流木、雑木など様々です。

その対応については、主にハード面では、先ほど紹介がありました重点区域で、海岸漂着物等回収処理事業を活用しまして、まさに市の海水浴場が来週にオープンいたしますけれども、その前に、その回収処理業務を業者に委託して対応しております。

ソフト面では、地元のボランティア団体や市の互助会、規模の小さい団体のクリーンアップ等については、随時、ゴミ袋の提供など様々、市の方で協力している状況です。

この前の5月には、海水浴場の海岸に危険物が漂着しまして、その際は、県、海上保安庁に協力していただきました。

会長

ありがとうございました。
沿岸部の市町における海外漂着物の現状について、対応状況も含めて報告がありましたが、ただいまの報告について、他の市町村も含めて御質問や御意見があれば、お願いしたいと思います。

委員（秋田県漁協）

先ほどから各市町の意見を聞きますと、漁網や漁具がだいぶあるわけです。故意に（漁具を）捨てるということはないかと思うのですが、私も漁業をやっております、岩礁地帯に無理に網をかけたりすると、切れるんです。それが引っかかった状態になると、網が取られるわけです。

また、底引き（網漁）をやりますと、海底を網でひっぱって来るわけです。その時に誰の網か知らないけれども、網に入った場合は一切捨てません。それから、沈んでいるゴミ、そういったものは全て持ち帰るというような状況です。

港湾で清掃はよくやるのですが、海岸線の漂着物まで、私たち漁業者としてなかなか目が届かないところもあります。町のクリーンアップとかそういった企画があれば、漁協としては各地区の組合に呼びかけて積極的に参加していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。
先ほどの報告でも漁具に書かれている字が中国語と思われるものがあるとありました。全部が全部、県内の漁業者や付近の漁業者が放置した物という趣旨の報告ではなかったと思います。それぞれの主体が海岸を汚さないように、ゴミが出ないようにするということが大事だと思います。
漁協でも取り組んでおられるということですので、そこは引き続きよろしく

お願いしたいと思います。

委員(秋田県漁協)

もう一点、日本海というのは、南から北に流れていく潮流なんです。このため、南の方で出したごみが北の方に流れていく状況なので、誰が出したかわからないけれども、それ（ごみ）は撤去していかなければなりません。

そうでないと、私たちの網に入ってくるものをかまわないでいると、青森とか北海道に流れていってしまいます。そうした状況があると思いますので、何とかよい方法で協力したいと思います。

会長

ありがとうございます。

いろいろ意見交換をしていく中で、連携して取り組んでいく必要があると思います。他に、御質問等ありますでしょうか。

報告の内容を聞いていますと、各市町とも、海岸漂着物については非常に苦勞されているなと感じました。予算の問題もありますし、マンパワーの問題もきっとあると思うのですが、報告の中には、例えば建設業協会と連携してその協力を得て取り組んでいるとか、市民と連携して取り組んでいるとか、廃棄物用の袋を配布するとか、処分料の減免といった報告がありました。

他の市町におかれましても、ぜひこうした事例を参考にしながら、これからの対策を検討していただければと思います。

会長

それでは、次の協議に移りたいと思います。

現状の課題ということですが、海岸漂着物対策について意見交換させていただきたいと思います。

海岸漂着物対策としては、大きく分けまして漂着物の回収と処理、それから発生抑制、この二つになると思いますが、まず回収処理対策について、意見交換したいと思います。

沿岸の市町については、対策を含めて報告がありましたので、海岸漂着物の回収処理を行っている関係機関の方から現状や課題、感じている点などを御報告いただければと思います。

はじめに、県の海岸管理者である河川砂防課からお願いします。

委員(河川砂防課)

河川砂防課では、資料1の3ページを見ていただけると、よくわかると思いますが、黄色い部分の建設海岸の維持管理を地域振興局を含めて行っているのですが、その中で漂着物等があれば、その都度対応しております。環境整備課が策定した地域計画で指定した重点区域の回収処理事業の予算をいただいて処理しております。

最近の傾向を見ると、冒頭で説明がありましたが、船とかの漂着物は去年なかったんですが、その代わり、2年前に医療系廃棄物、注射針が大量に漂着しました。こういう処理は、各地域振興局でも慣れていないこともあって、処理の方法がわからないところが多く、発見当時からかなりの本数があつたことも

ありまして、環境整備課の指示を仰ぎながら、処分方法や回収方法を聞きながら対策をとったところです。そのようなものは、どこの業者でも処分できるわけではなくて、専門業者が県内に数社しかなく、そういうところを探して連絡先を教えていただいて対策をとりました。やはり漂着物の内容によって種類が変わってくるので、そこはどうしても時間を要する場合があります。

ポリタンクやドラム缶の漂着も毎年必ずありますが、空容器であれば問題はないのですが、中身に何かの液体がまだ入っている場合はそれが海水であれば問題はないのですが、どうしても分析しないと中身を特定できないので、そうなると、建設部の職員だけでは対応できないので、保健所職員や業者をお願いして中身を特定して、それから処理ということになります。そのように廃棄物の種類に応じて処理が違うところが、やっぱり一番大きいと思います。

それから、今年もあったのですが、イルカなど動物の死体も上がっております。関係市町村の協力も得ながら処理をしていますが、軽いものではないので、どうしても専用の重機などの持ち出しも必要になってくる場合があります。

秋田県ではありませんが、皆さん御記憶にあるかと思いますが、大阪でクジラが上がったことがあったと思います。例えば建設海岸にあのような大きなものが上がったときに、果たしてどうなるんだろうという懸念はあります。大阪のときにはそれこそ、最初に上がったときは何千万という処理費用がかかったと聞いております。小さなイルカであれば、そこまでではありませんが、やはり漂着物とそれに応じた処理費用がかかるので、予算的な面も気になるころではあります。

会長

ありがとうございました。

次に、県管理漁港の管理者である水産漁港課からお願いいたします。

委員(水産漁港課)

当課では、先ほどの資料1の3ページの赤いラインが入っている漁港海岸、全部で三か所で回収を行っています。

当課では漂着ごみのほかにも漂流ごみの回収も行っております。漁業者の方をお願いして、漁に出た際に回収したごみを持ってきてもらい、受託業者が集積・運搬・処理を行っているところです。

その中で、現状の課題としては三点ほどあります。まず一つ目が、漂着ごみについては毎年度処理していますが、どうしても処理しきれずに未処理のごみが結構あるのが現状となっております。これについては、予算を確保していかなければならないという課題を感じております。

二点目については、場所によっては回収する区域が小規模で、そうした場合、受託業者の入札にあたって不調と不落が発生しているのが現状となっております。要因としては、技術者の配置も必要であることから、拘束期間が長くて、人手不足もあいまって、施工業者としては取りづらいというのが現状です。それに対しては、発注ロットの大型化を行ったり、技術者の専任配置要件の緩和などを考えていければと感じているところです。

	三点目としては、先ほど河川砂防課からも話がありましたが、危険物があつた際に処理に苦慮しているケースがあります。最近ですと、高圧ガスボンベが見つかりまして、基本的には所有者が処理しなければいけないのですが、錆で刻印もわからなくなっておりまして、結局、海岸管理者が県外の処分場に行き行って処理したというのが現状です。こういうものが出てきたときに、実際、補助事業で処理していいのか、海岸管理者の自己負担で処理するのかといった判断をしていかなければならないのが課題と感じております。
会長	ありがとうございました。 次に、港湾管理者である港湾空港課、お願いします。
委員(港湾空港課)	港湾空港課で重点区域の回収処理事業予算で回収を実施している箇所は能代港だけですが、能代、秋田、船川の各港湾事務所が港湾区域の海岸に着いたごみを処理しておりますので、そういった全体的な話をさせてもらいたいと思います。 基本的には先ほど河川砂防課で話がありましており、実際に突発的な事象、大量の医療系廃棄物とかイルカとか、それから、去年で言えば、大規模な水害によって河口から流れ出てきた流木とか、そういった突発的な事象に対して、予算の対応がやはり難しいです。 それから、実際に担当する職員は、何年もやっているそういったところのノウハウがわかるような人はよいのですが、そうではない職員がどんどん入ってきますので、そうした人にフォローアップできるような体制ができればよいと思っております。 環境整備課からも助言いただきながら、こうした処理をするのが一番手っ取り早いというマニュアル的なもの、もしくはこうした処分のフロー図みたいなものがあればよいと考えております。
会長	ありがとうございました。 国土交通省の秋田港湾事務所は秋田港の整備や管理をされていますので、海岸漂着物が問題となるような事例があれば、教えていただければと思います。
委員(国土交通省秋田港湾事務所)	当事務所は、基本的に防波堤の整備や岸壁の整備をしている事務所になります。工事を進める中で工事の受注主体等から、漂着物があって工事が支障があったというようなことも特段聞いていないというのが現状です。 工事とは違いますが、当事務所で所有している港湾業務艇という船を係留している場所に限って、なぜかわかりませんが、大雨、台風のときに下流の方から流木等が流れてきて、そこに漂着するという状況が見られます。本来であれば速やかに撤去が望ましいと思いますが、数時間すると、そのままどこかに流れて行ってしまうので、現状としては何も対応はしていない状況となっています。

会長

ありがとうございました。

海岸そのものではないのですが、海岸に隣接して保安林があり、そこに漂着物が堆積するケースもあると思いますが、そういった場合の対応について、県管理保安林の管理者である森林環境保全課からお願いします。

委員（森林環境保全課）

森林環境保全課では海岸沿いのクロマツを主体とした海岸林を管理しております。海岸は、最初に海があって、砂地があって、それから林になっているのですが、砂地よりは特に目立ったごみは少ないと思っていますところですが、それでも目立つようなごみがあれば、巡視員を配置しておりますので、そういった方々を通じて処理しているというのが現状です。

会長

ありがとうございました。

事務局の説明資料では、海岸漂着物の組成調査結果のプラスチックの内訳の中にロープや漁具が入っております。先ほど、漁協の委員の方からも報告がありましたが、これまでの報告内容も踏まえまして、改めて先ほどの話以外で海岸漂着物や漂流ごみの回収処理について、漁業者の立場から、もし追加があれば、お願いします。

委員（秋田県漁協）

2年くらい前から、漁具、例えば網に入ったごみとか、海の上から持ち帰ったごみを処理してくれるような事業があります。漁協の片隅にその漂流物とかごみを入れる箱があるんですよ。その前、3年ぐらい前までは自分で自分の網に入ったプラスチックごみなどを自費で処理していたのですが、2年くらい前から何かの予算をつけてくれました。たしか何かの時に一般の人が家庭のごみを持ち込むような状況になってしまったので、管理をしっかりとすることで、今は蓋をして鍵をかけています。

漂着ごみではないのですが、持ち帰ったごみでもそのように処分してくれたらとても助かります。これはどこから予算が出ているのか把握していませんが、これはぜひ継続していただきたいと考えます。

会長

ありがとうございます。

今の予算の件で事務局から補足はありますか。

事務局

いま秋田県漁協の委員からお話のあった事業ですが、詳細は確認できませんが、今の話からすると、先ほど冒頭で説明しました漂流ごみの回収事業のことをおっしゃっているのではないかと考えております。

先ほど水産漁港課の事業の中でも説明をしましたが、漂着ごみの他に、漂流ごみについても、国庫補助事業で回収しておりまして、漁業者の方に無償で漁港に持ち帰っていただいて、それを県で処分させていただいております。

会長

関係機関の皆様から御意見や状況報告をしていただいたところですが、ただいまの海岸漂着物回収処理対策について御質問や御意見がある方はおりますでしょうか。

関係機関の方でこうした対策をしているという情報共有を踏まえて、皆様の参考にしていただきたいと思いますし、いただいた御意見に対しては我々の方でも踏まえて来期に活かしてまいりたいと思います。

会長

それでは次に協議案件（４）の発生抑制対策について意見交換したいと思います。発生抑制対策の成果は、なかなか目に見える形で見えてこないというのが現状だと思いますし、先ほどの各機関、市や町からの報告の中でもそういったことが感じられます。そうした中で発生抑制対策を今後どのように進めたらいいかということについて、御意見いただければと思います。

発生抑制対策については、先ほど事務局からも説明がありましたが、令和３年に環境省から、本日資料として配布しておりますけれども、海洋ごみ発生抑制対策事例集というものが参考資料として配付されております。

環境省の事業としては、発生抑制対策の普及啓発事業についての補助事業の要件が今年度から「発生抑制の効果が見えるよう定量的な効果検証を行うもの」とされました。せっかくの機会ですので、例えばこのような対策であればこの条件に合致するといったことも含めて環境省の方から説明いただけると大変ありがたいと思います。

委員（環境省東北
地方環境事務所）

この事業については私が所属している資源循環課の所管ではなく、環境本省の水・大気環境局海洋環境課の所管事業になっているのですが、経緯だけをお話しますと、まず令和５年度に財務省の予算執行状況調査が行われまして、環境省の海ごみ補助金、海岸漂着物等地域対策推進事業について財務省の調査が入ったということです。

それで財務省からどういったことが指摘されたかということ、海岸漂着物等の回収処理事業の配分、適正性、それから執行効率性についてどうなのかと指摘されたと同っております。回収量と処理単価を比較すると、合理的な説明がつかない単価の差が生じており、これらの事業費は回収処理量に応じて適切に配分されていないのではないかといった指摘があったということです。

それで、環境省では、単価の上限の導入、それから数量、作業場所などに応じた標準単価の設定などを検討した上で、都道府県における事業費の積算、事業量、回収処理量の考慮を必須とするよう取り扱いを見直して、あわせて契約事業者の選定に当たっても競争入札や随意契約による場合も複数社の見積もりを行うよう促していくことで事業費を効率化していくといったようなことを指導していきたいと見直しの方向性も考えているものであります。

それから、これは財務省の考え方なんですけど、漂着ごみの内訳、発生原因を踏まえると、自治体による啓発事業が発生抑制に大きな効果を持つとは考えづらいのではないかという財務省の指摘がありました。

本事業については、この後抜本的に見直して、先ほど中国語とかハングルの話もあったんですけども、海外、国内の漁業関係者との調整を行いながら発生源へ直接アプローチする取り組みを環境省が主導していかなければいけないのではないかと財務省から指摘がありました。

これに対して環境本省も、海洋環境課が所管になるのですが、まず複数の標準的な回収処理方法を整理して、各自治体のヒアリングを実施していきたいということがあります。それで、今年度からは標準的な執行方法ごとの費用などについて実態調査を行って、標準価格の設定などの検討を進めていきたいと担当課では話しておりました。それから、都道府県は、環境省への要望段階において目標回収量や標準手法をもとに回収量を設定するなど、回収処理量を考慮するよう取り扱いを見直していただければ、ありがたいと。それから、都道府県に対して、契約事業者の選定にあたっては、競争入札や随意契約による場合も複数社の見積もりを行うよう促す通知を出していただければと。効率的、効果的な事業計画に対して事業費の配分を行うよう見直しをしていきたいとのことでした。

それから具体例なんですけど、発生抑制対策事業の中には、海洋ごみの発生抑制に係る普及啓発、それから調査研究、関係者間の連携協力などの事業の三つのメニューがありまして、財務省から指摘を受けたのはこの三つの中の普及啓発事業になります。財務省の指摘、これは財務省が独自に調査するものなので環境本省から財務省に対して何か意見を出してということではなくて、先ほど言ったような指摘がなされていますので、環境本省としては、発生抑制対策事業は当然、極めて重要であると認識しております。したがって、この財務省の指摘は不本意であったのですが、財務当局からの指摘、調査結果の公表でしたので、環境本省では、改善・見直しなどフォローアップを行いながら、是正措置を財務省と交渉し、補助金の落としどころをとらえていきたいと交渉を進めていって、結果として、発生抑制事業については、「発生抑制の効果が見えるように定量的な効果検証を行うものとする」という文言を要領に入れたという結果になっています。

それで、これ（定量的な効果検証）については、これだけの成果を入れるようにという指標は現時点では定めていないということです。事業を行う都道府県に発生抑制する効果について定量的評価を実施していただきたいという希望はあるのですが、具体例を例示するのは、善し悪しが両面あるので、ちょっと難しいのですが、引き続き所管課では検討していきたいと話しておりました。令和7年度予算編成でもう一回フォローアップがかかるらしいので、その前に事務連絡を発出するのは難しいという背景があるので、その辺は御承知おきいただきたいと話しておりました。

関係者間の連携協力なども想定されるのですが、例えば、下流域それから上流域の自治体での連携施策、それから地元業者、団体、企業との連携。例えば、清涼飲料メーカーなどとの連携、それから運輸事業者などとの連携、それからコンビニとの連携、こういうことが考えられるのではないのでしょうかと話して

いました。

ただ、先ほど冒頭お話しましたが、私は資源循環課で担当部局ではないので、もう少し詳しいお話を伺いたいということであれば、環境本省の海洋環境課の担当補佐に、具体的な事業とかこういった事業を行うということを問い合わせただけだと思っております。

会長

ただいま東北環境事務所から丁寧な御説明がありましたが、ただいまの御説明に関して御質問や御意見等ありましたら、お願いします。
よろしいでしょうか。

会長

財務省が海岸漂着物対策の現状について、自治体が行っている取り組みは効果がないと思っているという指摘は、一生懸命取り組んでる我々としては、どうなのかなという気もします。例えば飲料メーカーとの連携した取り組みは、効果は把握しやすいと思いますが、飲料メーカーと連携するだけではなくて、ごみを出す一般の消費者とか事業者とか、ごみを出す人の意識そのものが変わらなければ、根本的な解決にはつながらないと思います。

また、その意識啓発の効果の検証というのはなかなか難しい側面があると思います。財務省の宿題に正面から答えていくのは難しい面もあるかもしれませんが、そこは、海洋ごみの実態把握とか、自治体の取り組みとか、民間と連携した取り組みとかをしっかりと継続してできるように、小池委員個人を責めるわけでは全くありませんので、環境省として、必要な事項はぜひ財務省に伝えていただきたいと思います。

委員（環境省東北
地方環境事務所）

私もこの会議に出る前に（環境省の）担当補佐と話しましたが、環境省と財務省と相反する立場の者どうしの話なので、担当補佐のメモにもあったんですが、財務省が独自で実態調査をして、その補助金にいろいろどうなのかと言ってくるのが予算執行状況調査だと聞いています。環境省としては、いま会長がおっしゃったように、各自治体や海岸に関係する皆さんが一生懸命やっているということはわかっていますので、そういったところを財務省に話して説得していくと。先ほど落としどころという話もありましたが、環境本省でがんばって財務省と話していくとのことでした。もちろん、この会議の報告もします。

私は宮城県に住んでいますが、やはり海開きの前にボランティアや住民の方が清掃したりしています。そういった取り組みは、多分全国どこでもやっていると思いますが、環境本省にも伝えてあります。（国の）予算額は変わらないのですが、令和5年度からは、「どうなったのか」ということが求められましたので、引き続き皆様のお力になれるように、よろしくお願いします。

会長

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。
この件に関して他にありますでしょうか。

会長

環境省関係のことはいったん終了しまして、また海岸漂着物の発生抑制の状況に移りますが、海岸漂着物の発生抑制には河川等を通じて海洋に流入するごみを減らすということも重要だと考えられますが、こうした取り組みの一つとして、河川流域でのごみの回収活動が行われています。

河川流域のごみの回収を行っている行政機関等から御意見を伺いたいと思います。県内の主要な河川を管理しております国土交通省の河川国道事務所の方から河川ごみの回収の取り組みや実績についてお知らせいただきたいと思います。秋田河川国道事務所さんからお願いします。

委員（秋田河川国道事務所）

河川ごみにつきましては、昨年度、うちの方で委託6社に回収していただいた分と、各河川愛護団体にクリーンアップとして回収していただいた分と、数量を把握しています。

実は、河川ごみは何かということなんです。海岸漂着物の調査結果もありましたけれども、一番多いの自然物なんです。我々もそれは一緒でして、流木とか、茅とかが一番多いんですね。我々は、それを「河川ごみ」という言い方をしないで、「塵芥」という言い方、「塵芥処理」という言い方をしているのですが、我々は河川管理が仕事ですので、定期的に人が集まるところとか、河川管理施設、堤防とか水門とかそういったところにひっかかったりすると管理上支障がありますので、そういった場所は回収しておりますが、例えば、人目につかないところとか山の際とか、そこはそもそも行く道がないので、そのまま放置というところも結構あります。

発生抑制対策と言われておりますが、何か効果的な発生抑制対策があればそれは、我々河川を管理している者も知りたいと思っております。それから、河川ごみという言い方をしますけれども、河川ごみがいつ流れてくるかと言うと、先ほど県港湾空港課さんがおっしゃっていましたが、河川が洪水のときに流れてくるんです。なので、昨年7月15日のような大洪水が起きないようにみなさんで管理していただければ、川からは（ごみは）流れていきません。

会長

ありがとうございました。

たしかに自然物が一番多いという話もありましたが、その発生抑制ということになると、適切な山の管理だったり河川敷の管理だったり、だいぶ範囲が広がりますので、難しい面があるかもしれません。今の御意見を踏まえて、発生抑制を考えていかなければならないと感じたところです。

発生抑制にくくられるかもしれませんが、地域計画では、先ほどあいさつの時にも言いましたが、海岸漂着物に対する県民の意識に沿岸部と内陸部で差異が生じているという話をさせていただきました。沿岸部だけでなく、内陸部も意識の向上が必要だと思いますが、そのために何か効果的な施策があるのかどうか、御意見があればお伺いしたいと思います。

委員（環境カウンセラー）

私は環境カウンセラーという立場で今年は男鹿の小学校で環境教育を担当してきました。先ほど会長のお話もありましたように、若い人が意識が低いということで、毎回、毎回この協議会で毎年同じように若者が意識が低いと言われてきました。ですので、それこそSNSを利用したピリカ（の秋田県版）というものが何年か前に出たときには、これだなと思っておりましたが、まず一つは、情報発信が必要だと思っています。

実は県のホームページで「海岸漂着物」と検索すると何が出てくるかという、今日の会議も出てくるのですが、小学校や中学校の子どもが利用するような環境学習サイトがない。ある人が環境学習で「秋田県 海岸漂着物」で検索してもなかなか引っかかって来なかったり、他県のが出てきたりということもありました。県のホームページの作り方なのか検索の仕方なのか、私はわかりませんが、子どもたち用の環境学習サイトも必要なのかなと思っています。

先ほど自然物以外のごみの種類は、データベースを見に行かなければいけないということだったので、私もこれ以外にどんなものがあるか探せませんでした。こういうデータベースがあるのは、わかりませんでした。

それから、リーフレットです。一番新しいリーフレットが2020年のものです。一つしかないんです。私が持っているのは2020年のリーフレットです。そこで使われているデータは2017年のデータなのです。これがまだ使われているというもの（どうなのか）。ホームページでもう次の新しいものになっているならよいのですが、今回の子供たちに対してはこのリーフレットでごみがどこから来るのか説明しました。そういうこともありました。枚数はそんなに多くなく少ないのですが、あるところでは毎年のように、（リーフレットが）作られているところも実際あります。

情報発信に関して、先ほど砂浜にプラスチックごみ（の層）があったという話がありましたが、私はNHKの全国ニュースで見たのですが、美しい風景の写真コンテストではないですが、砂浜のごみや漂着物に対する写真コンテストみたいなものがあった方がよいのかなと思いました。

あともう一つ、啓発活動、海岸清掃とか講演会、ワークショップとか、海岸漂着物に関するものが少ないような気がします。もう少し市民に関心をもたれるような講演会とかワークショップみたいなものがあればいいのかなと思っていました。

あともう一つ、最後ですが、やはり教育です。先ほどから何回も出ていますが、私も実際、具体的に子供たちに携わって感じているのがやっぱり教育です。幼稚園から教育している県もあります。秋田県でも、海岸漂着物に関する（県の）ホームページを皆さん見ていただければわかると思いますが。「秋田県のごみはどこから来るのか」という動画があるのですが、どうしても動画というのは一過性であって、その動画も2年前ぐらい前に作られている動画です。そこで使われてるデータも古かったりします。動画というのは見た目がよいのですが、毎年、毎年データが変わるようであれば、新たにされた方がいいのかなと思っていました。

先ほど質問しましたが、環境白書の概要版を先ほど貰ってきて見ていたのですが、この概要版の中にも、海岸漂着ごみの表は出ていました。今回の資料の2ページで使われている内容と同じなんですけど、どうしてもこういうのは、一般の人が見ても、「漂着ごみ」というのがどんなものか理解できません。例えば家庭から出るごみ、自然系以外の家庭から出るごみ、あとは農業、工業から出るごみとかと分けたような円グラフみたいなのができたらいいのかなと思いました。一般市民の意識を高める方法と言っても、そう簡単にすぐできるものではありませんが、小さいときから、こういうものに触れるということも大切ななと思っていました。

会長

ありがとうございました。

ただいまの御意見について御質問や御意見ありますか。

検索しても引っかかってこないとか、データが古いとか、一般の方にわかりやすい出し方、そういったところは我々も反省しなければならない。御意見を踏まえて改善を検討してまいりたいと思います。

中嶋委員の発言の中で広報、普及啓発という話がありました。広報啓発は重要ですが、NPO法人でも住民の方に様々な広報や周知を行われていると思いますので、委員の御意見を踏まえて、今後の（広報啓発の）進め方などについて、御意見、御提言があればお願いしたいと思います。

委員（NPO法人
あきたパートナー
シップ）

私どもは遊学舎という県の施設を指定管理者として管理しておりますが、その業務の中で、秋田県市民活動情報ネットというサイトを管理、運用しております。また、中央地区の市民活動情報誌「かだれ」という情報誌の発行も行っております。一昨年になりますが、その中で実は令和4年9月の市民活動情報誌「かだれ」で、県からのお知らせということで、SNSピリカを活用したクリーンアップで作る美の国あきたという内容で紹介記事を掲載させていただいております。また同じページには、秋田エコマイスター県央協議会の由利班というのがありまして、そこの方々の市民参加のクリーンアップ活動について取材したものを、そういった活動が地域や他の世代への広がりになるということで掲載させていただいております。こうした情報発信をしているのは、できれば若い方々にこうした情報を多く伝えたいという趣旨でやっております。

いまの情報誌は紙ベースでの話なのですが、最近は紙ベースで読む方が少なく、この情報誌自体発行部数がそんなに多くないので、多くの目に触れるということは少ないかもしれませんが、秋田県市民活動情報ネットの方はホームページ、サイトを通じて市民活動やその団体が行うイベント等の情報発信などをやっておりますので、もし、例えばここにチラシがあります海洋環境体験学習イベントとか、このような発生抑制につながるような事業等を市町の方でも企画されているものがあれば、その情報を私ども遊学舎の方へお寄せいただければ、市民活動情報ネットで発信させていただきたいと思っております。

それから、市民活動情報ネットのホームページの情報発信だけでなく、現在は、市民活動情報ネットSNSでも、インスタグラムとかフェイスブックとかを通じて、実施の周知から実際に活動を行ったときの様子を発信させていただいております。この発信自体は、中央と県南と県北の三か所に市民活動サポートセンターがありまして、それぞれの担当者か随時、地域のそうした活動を発信するようにしております。こちらは結構タイムリーに発信しておりますので、例えば今日いただいた情報を今日発信できるというように対応できます。担当者は、なかなか情報が集まらないとに苦労しているようなので、例えば市町で開催するクリーンアップ、ほとんどはその地域の町内会とか地元企業の方々を導入してやってるのかもしれませんが、全県に情報発信することによって、他の地域の若い方々も興味を持って参加する可能性もありますので、ぜひ市民活動情報ネットを御活用いただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

連携による情報発信への御協力について、大変ありがたいお知恵をいただいたところであります。

県はもちろんですし、各市町村、団体におかれましても、活用して情報発信することが有効だと思いますので、御検討いただければと思います。

それでは、先ほど内陸部と沿岸部で認知度に差があるという話をしましたが、本日は内陸部から五つの市町に出席いただいております。

県の地域計画では、海岸漂着物対策に全市町村で取り組んでいくことにしておりますが、その実現に向けてどのようなことが必要か、内陸部の市町の方から御意見を伺いたいと思います。

代表として仙北市さんからお願いします。

委員（仙北市：オ
ブザーバー）

本市に海はないのですが、河川として桧木内川、玉川という大きな川があります。だいぶ前ですが、春のクリーンアップとはまた別に、地域住民、担当課で桧木内川のクリーンアップを春に行っておりました。その際に私も参加したことがあるのですが、農業用ビニールが引っかかっているのが非常に多いというイメージがありました。私の身長でも届かない高さまで引っかかっていました。ということは、やはり川が増水した際に田畑に置かれているビニールやブルーシートが流されてきているのかなというイメージがその当時ありました。田畑に置いてあるビニールとかは不法投棄と違いまして、違法保管になるかもしれませんが、なかなか指導するというのも難しいところがあります。ただ、置いていたことによって、川や水路が増水した際に流れてきて、川、海の景観が悪くなるというのは確かです。そのようなことから、本市としては、市の広報等で放置しないようにという呼びかけは行っていきたいと考えております。

会長

ありがとうございました。

他の内陸部の市町で特にこの件に関して、御意見等ございますでしょうか。
よろしいですか。

仙北市の方からは川が増水した場合等に流れていくという話がありました。
それを未然に防止するというのはなかなか難しいと思いますが、河川ごみの組成を見ると、プラスチック、天然繊維、革・金属ということで、全部が洪水のときに流れていっているのかどうかは分かりませんが、川のそばに不法投棄することが増水によって海へ流れてくるというケースも考えられます。河川のそばの不法投棄の防止を連携しながらやっていくことは重要だと思いますので、今後進めていっていただくことをお願いしたいと思います。

海岸漂着物の発生抑制対策に関して、他に御意見等は、よろしいでしょうか。

様々な課題を抱えていたり、独自の取り組みをされていた例もありましたので、県も来年度の対策とか、新地域計画は令和8年度からですが、計画改定に向けたいろいろな準備に生かしていきたいと思いますので、御出席の皆様におかれましても引き続き本日出た意見を参考にいただければと思います。

会長

次に協議事項の「その他」ですが、私から一点、お願いをしたいのですが、先ほど説明の中に海岸漂着物といいますが、木造船の漂着案件の話がございました。令和5年度は本県に木造船の漂着はなかったという報告でしたが、日本全体では22件あったという話をうかがいましたので、木造船が漂着した場合の対応について海上保安庁から何か周知しておきたいことがありましたら、お願いします。

委員（秋田海上保安部）

ちょうど昨日ですが、セリオン付近で地元の企業と一緒に連携して、ごみを拾いました。10年ちょっと前にも秋田で勤務していたのですが、その頃に比べて、昔は釣り人が弁当の空箱とか、空缶とかをその辺に捨てていて、すごいごみが多いなという感じでした。しかし、昨日のクリーンアップ作戦でごみを拾った時の印象としましては、だいぶきれいになったなという印象がございます。

朝鮮半島由来とされる漂着木造船の件数は、さきほどの話にありましてとおり、令和5年以降、秋田では0件であります。朝鮮半島由来の木造船につきましては、船体がタール状のもので黒く塗られているとか、ハングル文字が書かれているとかという特徴がございまして、もし、このような船を見かけた際には基本的には、警察や海上保安部にすぐ通報して、決して近づかないということをお願いしたいということでございます。中に何が入っているのかわからないということもございますので、見つけた際には警察、海上保安部への速報をお願いします。これら朝鮮半島由来の木造船の撤去については、平成26年度から環境省で海岸漂着物等地域対策推進事業ということで補助金が予算化されていたと思います。この制度の詳細については環境省の方が詳しいかと思いますが、ざっくりと申し上げますと、漂着または漂流した木造船を処理するに当たりまして、自治体から海上保安部に朝鮮半島由来のものであるかを照

会していただく、それを受けて海上保安部で船体の特徴を総合的に考慮して朝鮮半島由来のものだと認定したものについては、その旨の回答を出します。その回答により、海岸漂着物等地域対策推進事業の予算が適用されるという流れになるかと思います。

会長

ありがとうございます。
各市町、団体におかれましては、参考にしていただければと思います。
事務局から何か連絡はありますか。

事務局

先ほど秋田海上保安部からお話がありました漂着船の件で補足させていただきます。沿岸の市町に対する留意事項でございますが、今おっしゃっていただきましたように、発見した場合の補助金の手続としまして、必ず海上保安部の方から朝鮮半島以来のものであるということを確認していただく手続がございます。これは以前に通知をしておりますが、その確認を再度お願いしたいと思います。

それから、実際の処理の費用につきましても、環境整備課で、県管理の海岸の分と、それから市町村管理の海岸の分に分けて、予算を持っておりますので、そういう事態が起きたときには、御一報いただければと思います。

会長

それでは、以上で予定しておりました協議案件は全て終了いたしました。
特にこの場で皆様に御連絡しておきたい事項等がございましたら、お願いします。

それでは、協議を終了いたします。事務局におきましては、本日皆様からいただいた意見を参考にして今後の海岸漂着物対策をより一層効果的なものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局

皆さん、長時間の会議、大変お疲れ様でございました。
以上をもちまして本日の会議を閉会いたします。
本日は御出席いただきまして、ありがとうございました。